

京都市と畜場条例の一部を改正する条例(平成22年3月26日京都市条例第53号)(産業観光局中央卸売市場第二市場業務課)

京都市と畜場の使用料の適正化を図る必要があるため、これを改定するとともに、使用料の納入期限を変更することとしました。

改定内容は、次のとおりです。

- とさつ又は解体した獣畜1頭につき徴収すると室及び病畜と室の使用料の納入期限を前納から使用月の翌月末に、また、使用面積に応じて徴収する副生物処理室及び従業員控室の使用料の納入期限を前納から使用月の末日に改定することとします。
- 次のとおり使用料を改定します。

区 分	単 位	使 用 料	
		改 正 前	改 正 後
と室(牛及び馬に係るものに限る。)	1 頭	円 1,753	円 1,928
副生物処理室	1平方メートル	283	354
従業員控室	ルにつき1月	545	834

この条例は、平成22年4月1日から施行することとしました。

京都市と畜場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市条例第53号

京都市と畜場条例の一部を改正する条例

京都市と畜場条例の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(使用料の納入期限)

第7条 と室及び病畜と室の使用料は、毎月の1日から末日までにとさつ又は解体をした獣畜に係る分を、その翌月の末日までに納入しなければならない。

2 副生物処理室及び従業員控室の使用料は、毎月末日までにその月分を納入しなければならない。

別表使用料の欄中「1, 753」を「1, 928」に、「283」を「354」に、「545」を「834」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(産業観光局中央卸売市場第二市場業務課)